

介護職員初任者研修講師の要件

項目名	科目名	講師基準
1 職務の理解 (6時間)	(1) 多様なサービスの理解	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 学校教育法に規定する高等学校（以下「高校」という。）、大学院、大学、短期大学（以下「大学等」という。）、専修学校、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に規定する介護福祉士養成施設及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則に規定する介護福祉士養成学校（以下「養成施設等」という。）において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	
2 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	(1) 人権と尊厳を支える介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 社会福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 自立に向けた介護	
3 介護の基本 (6時間)	(1) 介護職の役割、専門性と多種職との連携	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 介護職の職業倫理	
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	
	(4) 介護職の安全	

項目名	科目名	講師基準
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	(1) 介護保険制度	① 社会福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ 行政機関の当該制度に精通した現職の職員 ⑤ その他①から④までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(3) 障がい福祉制度及びその他制度	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 訪問診療を行っている医師 ④ 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ その他①から⑤までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 医療との連携とリハビリテーション	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 社会福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ その他①から⑤までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	(1) 介護におけるコミュニケーション	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 社会福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ その他①から⑤までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 社会福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ その他①から⑤までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者

項目名	科目名	講師基準
6 老化の理解 (6時間)	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	① 医師 ② 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 保健師又は看護師若しくは准看護師の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 高齢者と健康	
7 認知症の理解 (6時間)	(1) 認知症を取り巻く状況	① 医師 ② 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 社会福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 看護師又は准看護師の資格を有し、当該資格に係る業務又は居宅サービス若しくは施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者。 ⑤ 精神保健福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ⑥ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑦ その他①から⑤までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
	(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	
	(4) 家族への支援	
8 障がいの理解 (3時間)	(1) 障がいの基礎的理解	① 医師 ② 介護福祉士の資格を有し、障がい福祉に関する当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 看護師又は准看護師の資格を有し、障がい福祉に関する当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④に準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 障がいの医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	

項目名	科目名		講師基準
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)	ア 基本知識の学習 (10時間～13時間)	(1) 介護の基本的な考え方	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者
		(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	
		(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	
	イ 生活支援技術の講義・演習 (50時間～55時間)	(4) 生活と家事	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ③ その他①から②に準ずる資格を有すると認められる者
(5) 快適な居住環境整備と介護		① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 理学療法士又は作業療法士の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ③ 福祉用具相談専門員の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ④ 福祉住環境コーディネーターの資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ その他①から⑤に準ずる資格を有すると認められる者	
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)		(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者

項目名	科目名		講師基準
9 心とからだのしくみと生活支援技術 (75時間)	イ生活支援技術の講義・演習 (50時間～55時間)	(7) 移動・移乗に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 理学療法士の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④に準ずる資格を有すると認められる者
		(8) 食事に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 栄養士又は管理栄養士の資格を有し、当該資格に係る業務又は居宅サービス若しくは施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④に準ずる資格を有すると認められる者
		(9) 入浴、清潔保持に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者
		(10) 排泄に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者
		(11) 睡眠に関する心とからだのしくみと自立に向けた介護	③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者

項目名	科目名		講師基準
9 心とからだのしくみと生活支援技術 (7.5時間)	イ 生活支援技術の講義・演習 (50時間～55時間)	(12) 死にゆく人に関する心とからだのしくみと終末期介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、該当科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④に準ずる資格を有すると認められる者
	ウ 生活支援技術 (10時間～12時間)	(13) 介護過程の基礎的理解	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者
		(14) 総合生活支援技術演習	③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者
10 振り返り (4時間)	(1) 振り返り		① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者

項目名	科目名	講師基準
11 人権学習 (1.5時間)	(1) 高齢者問題をはじめとする人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ① 県人権・同和対策局講師団講師 ② 市町村における人権関係講師経験者 ③ 行政機関・教育委員会における人権関係業務経験者 ④ 学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校において、教育職員免許法に定める普通免許状所持者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、該当科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ 人権啓発を行う団体関係者 ⑦ 民生委員、児童委員 ⑧ 人権擁護委員 ⑨ 弁護士、司法書士
修了評価 (1時間)	全科目を履修後に筆記試験を実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、当該資格に係る業務又は居宅サービス若しくは施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該研修課程に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者